

大仙市不妊診療等助成事業の対象経費について（令和4年度版）

大仙市健康増進センター

1 主な対象経費

（1）人工授精前の不妊診療

- ア タイミング療法の指導及び治療経費
- イ 排卵誘発剤等の薬剤を併用した治療経費
- ウ ア、イに付随するカウンセリングや諸検査の経費

（2）人工授精診療

- ア 人工授精（A I H）の治療経費
- イ 排卵誘発剤等の薬剤を併用した治療経費
- ウ ア、イに付随するカウンセリングや諸検査の経費

（3）特定不妊治療（体外受精診療または顕微授精診療）

- ア 秋田県特定不妊治療助成事業で定める対象経費

（4）不育症診療（反復・習慣流産）

- ア 感染症検査・内分泌検査・子宮形態異常検査・夫婦染色体検査・免疫学的検査・血液凝固系検査の経費
- イ 不育症の治療経費

2 対象経費の基本的な考え方

（1）対象経費は、原則として「医師が認めた検査を含む不妊治療又は不育症治療」に要した費用で、公的医療保険適用の有無は問いません。ただし、特定不妊治療経費については、秋田県特定不妊治療助成事業で定める経費に限ります。

（2）原因不明な不妊症及び不育症に対して実施する試験的な治療及び検査の費用も対象経費とみなします。ただし、次に掲げる①～③は対象経費とみなしません。

- ① 判定日が令和4年4月1日から令和5年3月31日の期間内に属さない診療周期の費用。
- ② 大仙市に住所を有していない期間に実施した診療費用。
- ③ 入院料、食事療養費、個室料、文書料など、診療外に係る費用。
- ④ 不妊診療又は不育症診療を実施しない場合でも、生命及び健康を維持するために必要な診療費用。